

備 二 第 1 0 9 号  
(警務、総推、生企、刑企、交企、備一、学校)  
令和 3 年 8 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について

青森県警察における新型インフルエンザ等対応業務継続計画については、これまで「青森県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画の策定について」（平成22年2月5日付け青警本備二第25号ほか。）により対処してきたところであるが、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応状況等を踏まえ、新たに別添のとおり、「青森県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定し、新型インフルエンザ等に係る諸対策を更に推進することとしたので、各所属においては、本計画に従って、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続に万全を期されたい。

なお、本計画の概要については、別紙「青森県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の概要」のとおりである。

(本件担当)  
警備第二課災害対策室

## 青森県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の概要

## 1 計画の趣旨

本県警察における新型インフルエンザ等対策については、「青森県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年3月24日付け青警本備二第358号ほか。以下「県警察行動計画」という。）を策定しており、新型インフルエンザ等の発生時においては、関係機関が一体となって行う取組に積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

こうした新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが想定されており、限られた人員の中で、青森県警察がその機能を維持することが必要であることから、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定し、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めたものである。

## 2 計画の要点

## (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前から小康状態になるまでの5段階（未発生期・国外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期）の、各段階に応じた実施体制を構築し、知事部局等関係機関と連携して必要な諸対策を推進する。

## (2) 発生時継続業務等

新型インフルエンザ等の発生時においても警察機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小又は中断することが適当でない警察業務を継続し、その他の業務は縮小又は中断する。

なお、強化・拡充業務は、県警察行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする（県警察行動計画第4章及び第5章参照）。

## ○ 国内発生早期

- ・ 実施体制の確立
- ・ 感染対策
- ・ 水際対策の支援
- ・ 医療活動の支援
- ・ 社会秩序の維持
- ・ 緊急事態措置に対する支援等

- ・ 重点的感染拡大防止策の支援
- 国内感染期
  - ・ 実施体制の確立
  - ・ 感染対策
  - ・ 水際対策の支援
  - ・ 医療活動の支援
  - ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
  - ・ 社会秩序の維持
  - ・ 緊急事態措置に対する支援等
- (3) 業務継続のための執務体制の確立

新型インフルエンザ等発生時の業務継続のため、指揮命令系統の明確化、業務継続実施責任者（副責任者）及び感染防止従事責任者の指定、人員計画の作成及び運用、感染リスクを低減する勤務体制等により執務体制を確立する。
- (4) 業務継続のための執務環境の整備

新型インフルエンザ等発生時の業務継続のため、物資等の確保、情報通信の確保及び医療体制の確保により執務環境を整備する。
- (5) 感染防止の徹底

個人及び家庭での感染予防、職場における感染防止策、発症者等への対応及び来庁者への対応について定め、職員の感染防止を徹底する。
- (6) 業務継続計画等の発動等

政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、県警察対策本部等を設置し、必要に応じて人員計画に定められた体制等へ移行する。

また、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、県警察対策本部等は通常体制への復帰を決定する。
- (7) 業務継続計画の維持・管理等

新型インフルエンザ等が発生し、欠勤率が高まった場合の対応や職場内発症者が出た場合の対応等の訓練を実施し、この計画の点検確認を行うほか、改善等の課題を分析する。

また、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警察行動計画が改正された場合、訓練を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。
- 3 その他

警務課は、本計画の第4の2(1)において規定した「人員計画」の具体的作成要領について別途指示する。